

陸上自衛隊相浦駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	大湊町六百七十八番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	大湊町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	大湊町、椎木町及び日野町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十三度十分四十三秒、東経百二十九度三十八分五十一秒の点 二 北緯三十三度十分四十二秒、東経百二十九度三十八分四十七秒の点
	三に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	三 北緯三十三度十分二十九秒、東経百二十九度三十八分三十四秒の点 四 北緯三十三度十分二十六秒、東経百二十九度三十八分三十四秒の点
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	五 北緯三十三度十分十八秒、東経百二十九度三十八分三十八秒の点 六 北緯三十三度九分五十七秒、東経百二十九度三十八分五十秒の点 七 北緯三十三度十分六秒、東経百二十九度三十九分二十一秒の点 八 北緯三十三度十分五秒、東経百二十九度三十九分三十五秒の点
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊相浦駐屯地周辺地域 (長崎県佐世保市大湊町678番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

